

令和5年第7回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和5年7月24日（月） 午後1時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	篠原 玲子	教育委員	青地 弘子
教育委員	沖田 行司	教育部長	沢田 美亮
こども未来部長	中西 尚代	教育部次長	中西 美智代
管理監（学校教育担当）	栗田 一路	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	上林 昭
八日市図書館長	松野 勝治	幼児課長	増井 章恵
こども相談支援課課長補佐	堀口 幸子	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上18名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和5年第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第6回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第6回定例会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、「山本委員」と「青地委員」に署名をいただきます。なお、今回の第7回定例会の会議録署名委員は、「篠原委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。まず「1報告」です。教育長報告をさせていただきます。

小中学校も夏休みに入り、梅雨も明け、暑い日が毎日続いており、いよいよ夏本番を迎えました。夏休み早々全国各地で水の事故が相次ぎ、福岡では夏休み初日に小学校6年生の女児3人が川で溺れ亡くなるという悲惨なニュースが飛び込んできました。学校の保護者説明会、校長の記者会見などが新聞でも伝えられていますが、いたたまれないという言葉だけでは片付けられない思いが込み上げてきます。

隣の三重県では中学三年生の男子生徒が海に流され、亡くなっています。学校からの注意喚起の言葉がけだけでは防ぎきれないと感じており、各家庭でもしっかりと注意をお願いしたいと考えています。

教育長

私は、6月の中旬から風邪をひき、一月余り咳が止まらず苦しんでいました。そのような中、7月9日日曜日に発熱し、翌月曜日に病院を受診したところコロナに感染したとのことでした。仕事については、その週は休みを取り、皆さんに大変御迷惑をおかけしました。熱は38.5度前後が3日ほど続き、その後熱は下がったのですが、体調はしばらくすぐれませんでした。2週間を経過した今では、すっかり元気を取り戻し、この土日には、朝5時に起きて、暑さを避け、2時間余りずつ草刈りができるまでに回復しました。

7月5日に開催しました総合教育会議では、教育委員の皆様にご出席いただきありがとうございました。今回の総合教育会議では、不登校対応をテーマとし、児童生徒成長支援室を見学し、意見交換をさせていただきました。市長、副市長を含めまして、大変有意義な意見交換になったと自己評価をしているところです。

今回の総合教育会議でもテーマとしました不登校児童生徒の増加、特性を有し、就学相談等に向き合うことが必要な児童、保護者への対応、非行・触法行為を繰り返す児童生徒の増加、そして、いじめ問題など児童生徒は様々な課題を抱えています。保護者は戸惑い、悩み、混乱し、担任や学校の管理職などと相談を繰り返しますが、支援体制について、思いのギャップが埋められず、苦しんでおられることが少なくないと思います。

なかなか保護者や生徒に指導が入らないということがありますので、そういった場合には、速やかに警察を始めとした関係機関と連携を取りながら、対応をした方がいいと思っています。学校がいくら指導をしても、どんどん保護者との溝が深まったりしてしまうので、当然そういう事案かどうかを判断するだけの繰り返しはありますが、一定の判断ができるようになった段階では、そういった形で速やかに対応していった方がいいのではないかと感じるところです。

先日の総合教育会議でもありましたが、いろいろな関係機関と連携を取ること、医療的な判断が必要な場合はそういったところへ繋ぐ、福祉的な部分であればそういったところへ繋ぐ、あるいは、学校側からのコメントではなく、それぞれの知見を持った専門的な方からのコメントによって、保護者にできるだけ受け入れてもらえるような対応をしたいということで、現在、今後の体制づくりを検討しているところです。明日は、県教育委員会にも要望に行きますので、できればそういった部分についてのマンパワーによる支援を強く要望していきたいと考えております。

もう一点は、前回もお話しさせていただいた中学校部活動について、生徒や保護者へアンケートを取ることを進めています。保護者には丁寧な説明をとの御意見をいただきましたので、お配りしています文章で依頼をしました。

後段に書かせていただいておりますが、「部活動の地域移行を目指すのではなく、どうすれば、中学校での部活動の継続が可能かということを考えてい」という思いの中でアンケートを取りますと記載しています。まだまだ、十分とは言えませんが、方針や考え方をアンケート結果が出てきた段階でそれぞれ丁寧な説明をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。

それでは、教育部長から報告をお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ありがとうございます。

先日は、第1回総合教育会議にご出席いただき誠にありがとうございました。不登校児童

教育部長

生徒の現状と児童生徒成長支援室での活動について、報告の後、各委員からも貴重な御意見をいただき、市長や副市長にもこの問題の重要性を御理解いただけたものと思います。

会議の中でもありましたように不登校となる子どもたちは増加傾向にあり、その支援もさらに充実する必要がありますので、何とか新年度の予算に反映させていきたいと考えています。

7月4日には、第19回目の東近江市民大学を開講いたしました。当日は開講式の後、今年度も引き続き学長をお願いしています本市出身で同志社大学教授の真山達志先生に「異次元の少子化対策は可能か」と題して御講演をいただきました。

また、7月17日には第2講座として、歴史小説家の今村省吾さんに「なぜ、人は歴史を学ぶのか」というテーマで講演をいただきました。両日とも非常に内容の濃い講演でしたが、参加者が156人、210人と少なく、広報活動を含めて集客方法が課題であると認識しています。

また、7月10日には、第19回東近江市人権ふれあい市民のつどいの実行委員会を開催し、今年度の市民のつどいの開催について御協議いただきました。お手元にチラシを配付していますが、9月9日土曜日に八日市文化芸術会館で開催することが決定しました。内容としましては、開会行事の後、兄弟デュオちめいどさんのミニコンサートと女優で社会福祉士、介護福祉士の斎藤とも子さんに「出会いに生かされて」と題して御講演いただく予定です。

次に7月12日には、滋賀県の大杉住子副知事、滋賀県教育委員会幼小中教育課の澤課長、県教育委員の塚本晃弘氏が、御園小学校の日本語初期指導教室いろは、日本語指導教室ひまわりの視察に来られました。大杉副知事は文部科学省から派遣の副知事で、現場での説明を熱心に聞いていただき、東近江市での取組を非常に高く評価いただきました。

同時に現在の課題である日本語指導員の確保や母語支援の在り方など、県や国からの支援が必要なことを伝えさせていただき、わずか1時間余りの視察ではありましたが、大変有意義なものであったと考えています。

7月16日には、やまの子キャンプの事前研修会を開催いたしました。以前からお知らせしているとおり、今年度は4年ぶりに宿泊でのキャンプを予定しており、3日間のデイキャンプも併せて256名の子どもたちが参加します。その他13名の実行委員会委員、22名の青年リーダー、18名のボランティアスタッフなど、数多くの人々に支えられて無事にキャンプが終了できるよう取り組んでいきたいと考えております。

先週7月21日から夏休みに入りました。教育長報告でもありましたとおり、福岡県宮若市では、小学6年生の女兒3名が溺れ、死亡するといういたましい事故が発生しました。

子どもたちは自然に触れ合う中で成長し、自然の楽しさや怖さを学んでいくものであり、一概に「川で遊んではいけない」など、「何々をしてはいけない」というのではなく、こうした事故を教訓に、自然の怖さや安全対策を十分に伝えていくことが大切だと考えています。

8月28日から2学期が始まります。東近江市の子どもたちはもちろんのこと、全ての子どもたちが笑顔で元気に新学期を迎えてくれることを願っています。以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございます。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部
長

みなさんこんにちは。こども未来部の報告をさせていただきます。

まず、市立あかね幼稚園ですが、7月12日水曜日、市内に大雨洪水雷注意報が発令されている中、落雷の影響で数箇所の保育室などの空調機器と防犯カメラ、火災受信機が故障しました。空調機器については、基盤等の交換が必要となり、修繕ができるまでの間、連日の猛暑で園児の体調及び健康面が心配されますので、スポットクーラーとサーキュレーター、扇風機等を設置し、また水遊びや遊戯室等の空調の効く部屋での保育など循環しながらの保育を行い対応しているところです。空調機器については、本日の夕方に修繕予定となっています。

次に幼児施設におきましては、1号認定の園児の夏休みを、今年度は従来どおり、7月21日から8月31日までとしております。子どもたちにとっては、様々な思い出を作る、大切な夏休みですので、楽しい夏休みを過ごしてほしいと願っております。

次に、7月6日には要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を開催しました。この会議は、関係機関が連携して児童虐待の未然防止と虐待児童への迅速かつ適切な対応ができるよう、児童福祉法に基づき設置しているものです。各関係機関の代表者出席の下、今年度1回目の会議ということで令和4年度の児童虐待等の状況や家庭支援事業などの実績報告を行いました。こちらの実績報告については、後ほど、7月の常任委員会協議会の報告の中で担当課から詳細を説明させていただきます。

また、ヤングケアラーについては報道等で耳にされることも多いと思いますが、明確な定義がされておらず、把握が難しいとされています。そこで、このような現状を踏まえ、基礎的な知識を習得し、共通認識を持つことを目的に、代表者会議の中で研修会を実施しました。内容は「特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンターの東岡伶弥さんに講演いただきました。また、職員向けには、7月21日と31日に研修会を開催しているところです。

その他、7月14日には、滋賀県子ども青少年局へ出向き、令和6年度滋賀県予算編成に向けてのこども未来部の政策提案をしております。内容としましては、「外国籍児童が利用する認可外保育施設の利用料無償化について」と「放課後児童支援員の処遇について」、「認定こども園や保育所の給食調理員等の配置基準の見直しによる財政支援について」の3点を提案してまいりました。

県においては、市からの提案を真摯に受け止め、国へ要望を行う旨回答をいただいております。以上、こども未来部からの報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。それぞれ報告は終わりましたが、御意見、御質問ございませんか。

山本教育長職務代理者

夏休みに入ってすぐに子どもが川で亡くなったという事故と、もう少し前に小学校3年生の子どもに食事を与えず入院させたという事件がありましたが、ニュース報道で、どこに強く突っ込むかと気にして聞いていました。もし学校に突っ込むようであればおかしい、学校が責任を持つことはないと思いました。もちろんゼロではないと思いますが、でも、案外それがなく、「考えていかないといけない」という締めくくりが多かったんです。子どもをどうしたらよいかというのは、学校だけに任せておけばいいという事態ではないというのが、はっきりしている。それが、だんだん広がって、連携を取って何かをするというのにつながる兆しがあるのかなと思いました。川で溺れたというのも、インタビューを見ると、近くで見

山本教育長職務代理者	<p>ていたという人がいて、かつてなら「危ないぞ」と言う人がいたのではないかと思います。そういうことも含めて、子どもを取り巻く環境を考えていけないのではないかと思います。学校ばかりの責任だということはなかったもので、世間はそういう感じなのかと思いつつながらニュースを見ていました。</p>
管理監（学校教育担当）	<p>溺れた事故につきましては、学校長が会見をしておりましたので、そのことについても賛否両論ありました。学校の管理下ではないのではないかとということで、警察が会見をするべきではないかという話も出ていましたが、在籍をしている児童であるということもありますので、こういった事故があったときは、学校と教育委員会と一緒に会見するという形が多いと思います。しかし、世間の風潮としましては、委員の言われるような流れに変わってきているように感じます。</p>
山本教育長職務代理者	<p>随分昔の話で、30年か40年近く前に、ある研修に行ったときに、それは青少年問題だったのですが、その講師が「世の中に青少年問題はない。あるのは大人の問題だ」と言われたのがいまだに忘れられない。まさにそうだと思います。それを分かっているのになぜ国を挙げてそれを何とかしないのだろうかともまた思い出してしまいました。</p>
教育長	<p>基本的に、かなり難しい保護者や生徒に対しては、関係機関と連携を取るということに躊躇しないように、要するに一人のそういう生徒に何時間もエネルギーをかけて、それが通じないと教員のストレスになりますので、そういったことも考えると、きちんと権限を持ったところに速やかに繋いで、教員側は前向きに授業に取り組んでいる子どもたちに力を注いでほしいという思いを持っています。これを大々的に言うと、言葉だけ捉えると語弊がありますので。</p> <p>他はございますか。虐待については何かありますか。</p>
こども未来部長	<p>虐待についても、こども相談支援課が関わるところ、県の管理のところとは違いますので、やはり警察ですと何かあれば捜査等ができますが、こちらは親が「大丈夫です。いいです。」と言われると、なかなかそこまで踏み切れない、入れないということで支援にも規制があり難しいところです。</p>
青地委員	<p>今の問題に絡んでいますが、私自身も自分の経験からたくさんそういうことがありました。保護者からすると学校にあるいは先生に聞いてほしい、校長先生に聞いてほしいという思いが強いんです。それで来るんです。その辺が例えば、教育長が言われたようにそれでいいと思うのですが、それを他の機関が入ってくると、そこですかされてしまう。その部分が逆に怒ってしまうこともなきにしもあらずということも思いましたので、一番いいのは保護者の思いを受け止めて、思いをしっかりと伝えてそこでうまくいくのが一番いいことだと思いますが、確かに今はますます難しくなっていると思います。</p>
教育長	<p>私はある程度十分尽くした判断であれば、速やかに連携を取るべきだということを学校に指示していきたいと思つてます。</p> <p>それでは、「議案」に移ります。「議案第19号 東近江市教育委員会表彰規則の一部を改</p>

教育長

正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の池元です。よろしくお願いします。

私からは、議案第 19 号東近江市教委委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案第 19 号の資料、新旧対照表、教育委員のお手元には現行の表彰規則をお配りしていますので御覧ください。改正する点については、二点です。

まず一点目は、第 4 条第 3 号にあります、「15 年以上学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の職にあった者」を削り、同条第 4 号を第 3 号に改めます。

二点目は、第 5 条第 1 号にあります、「滋賀県美術展及び滋賀県文学祭において芸術祭賞を受賞した者」の中の「芸術祭賞」を「最上位の賞」に改めます。

こちら二点の提案理由としましては、まず一点目東近江市教育委員会表彰功労賞の被表彰者のうち、「15 年以上学校医、学校歯科医又は学校薬剤師の職にあった者」を東近江市表彰、市政功労者表彰の自治功労表彰の被表彰者とするため、この度、教育員会表彰からは削除としております。

二点目は、滋賀県美術展及び滋賀県文学祭の最上位の賞が「芸術祭賞」から令和 2 年度以降「知事賞」に名称変更されておりますのでこの度改正をしております。

こちらについては、今後、名称変更があった場合にその都度一部改正を行う必要がないように、「最上位の賞」としております。

また、今回内規である表彰基準について別添のとおり一部追加します。追加する箇所については朱書きで表記している部分です。

まず、一点目「2 文化賞」の（1）「滋賀県美術展及び滋賀県文学祭において最上位の賞を受賞した者」に「最上位の賞は知事賞とする。」を追加します。

二点目は「3 スポーツ賞」に「（1）、（2）は学校体育に限る。（高校生を含む）」を追加します。

なお、今後につきましては教育委員会各課に推薦依頼を行い、被表彰の候補者が揃いましたら、8 月以降の教育委員会定例会にて協議していただくことになっております。

また、今年度の表彰式典ですが、例年と同じく 11 月 3 日（文化の日）にてんびんの里文化学習センターで実施する予定となっておりますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御意見、御質問はございましたらよろしくお願いします。

各委員

（意見、質問等なし）

教育長

よろしいですか。それでは、議案第 19 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

ありがとうございます。では、「議案第 19 号 東近江市教育委員会表彰規則の一部を改正

教育長

する規則の制定について」は原案のとおり承認いたします。

続きまして、「議案第 20 号 東近江市図書館協議会委員の任命について」担当課から説明をお願いします。

図書館長

議案第 20 号、東近江市図書館協議会委員の任命について御説明申し上げます。

市立図書館では、図書館法第 15 条及び東近江市図書館条例第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定に基づき、図書館協議会を設けております。

図書館協議会は図書館長の諮問機関であり、委員の皆様には、年 2 回開催する図書館協議会において、図書館運営全般に渡る様々な課題への御意見や質の高い図書館サービスを実現するための有効な御提言をいただいております。

この度は、8 月 1 日以降新たに図書館協議会委員を任命するにあたり、御審議いただきたく議案をあげさせていただきました。名簿を御覧ください。東近江市図書館協議会は全 13 名の委員で構成され、その内訳は継続の方 9 名、新規の方 4 名です。

新規の 4 名の方につきましては、現在図書館が運営上、重要な課題と捉え力を入れている業務内容である、児童サービスのさらなる充実や高齢者を含めた図書館未利用者へのアプローチ強化を念頭にそれぞれの分野で豊かな経験を積まれた方を選出いたしました。

名簿最上段、湖東第一小学校教頭 江畑善博さん、五個荘中学校校長 田中慶希さんのお二人につきましては、「学校との連携による子どもたちへのサービス充実」について、名簿の中ほどの中西知史さんにつきましては、「地域や福祉との連携強化による図書館サービスの充実」について、名簿の下から 3 段目、船川有美子さんにつきましては、「地域や家庭での子どもの読書活動の推進」についてと新規 4 名の皆様には、それぞれのお立場から、豊かな御経験に基づいた、有益な意見や御提言を頂戴したいと考えております。

なお、図書館協議会委員の任期は 2 年。今回任命する委員の任期は令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までです。御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございます。説明は終わりました。この件について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

山本教育長職務代理者

前回の教育委員会定例会で社会教育委員の議案があり、充て職の方は出席率が悪いとお聞きしていましたが、図書館協議会については、十分に日程調整されると思いますが、過去の出席率はどれくらいですか。

図書館長

確かに、学校の先生につきましては、普段も会議等を持たれていて、日程調整が難しいのが現状です。その他の方については、おおよそ出席されています。かといって学校の先生が全然来られていないわけではなく、できる限り調整いただいて、年 2 回ですので、そのうち必ず 1 回は出席いただいております。

山本教育長職務代理者

分かりました。ありがとうございます。

教育長

他よろしいですか。では、議案第 20 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

ありがとうございます。では、「議案第 20 号 東近江市図書館協議会委員の任命について」は原案のとおり承認といたします。

次に、「報告事項」に移ります。「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。

図書館長

続きまして、図書館から八日市図書館の改修工事につきまして御説明します。

市内の各図書館につきましては、建築後、一定年数が経過し、施設及び設備の老朽化が課題となっていることから、従前から計画的に施設改修を実施してまいりました。

このような状況の中、とりわけ令和 5 年度につきましては、重点的な取組として八日市図書館の改修工事を行います。

八日市図書館は、1985 年、昭和 60 年 7 月に竣工以来、37 年が経過し、施設及び設備の老朽化が見られます。令和元年度には、主に照明、エレベーター、トイレの改修を実施いたしました。今回の工事においては、屋根・外壁、空調設備、受電設備、建築基準法施行令第 39 条第 3 項に規定される特定天井に該当する吊天井部分の耐震化改修を予定しており、この工事をもって八日市図書館の施設の長寿命化の取組は完了します。

当該事業につきましては、去る 6 月 21 日に入札が執行され、建築工事は市内佐生町に本社を置く株式会社大兼工務店、機械設備工事は市内今堀町の株式会社ライフテックミツダにそれぞれ施工業者が決定しました。

電気設備工事につきましては、応札はありましたが、いずれの業者も最低制限価格未満の入札で落札業者が決まらなかったため、8 月 3 日に改めて入札を行う予定です。

なお、電気設備工事の業者が決まらなかったことによる今後の工程への影響ですが、電気設備に直接関係する工事については、11 月以降に予定をしていることから、今後の工事予定に大きな影響は出ないものと考えています。

次に改修工事の主な内容と今後のおおまかな予定について御説明します。お手元の資料、工程表及び図面を御覧ください。

今回の工事の契約工期は、令和 5 年 6 月 30 日から令和 6 年 3 月 29 日までとなっています。8 月中旬、お盆過ぎから外部に足場を設置し、まずは開館しながら施工することが可能な屋根及び外壁の改修工事から開始します。図面の赤色の部分です。この屋根・外壁の改修はおおよそ年末までには工事を終えたいと考えています。

屋根については全面葺き替えではなく、劣化している箇所を部分補修します。外壁についてはタイルが欠落又は剥落部分についてはタイルを貼り直すなど、必要な補修を行った後、雨水等の滲出を防ぐ防水性塗料を塗装します。また劣化が進んでいる一部の窓枠についてはシーリングの打ち直し等、状況に合わせ適切に施工を進めてまいります。

8 月中旬から 10 月末までは、屋根・外壁の工事を実施しながらの開館になりますので、来館者の安全確保に万全の対策を講じた上、慎重に工事を行います。とりわけ夏の時期から秋口にかけては、子どもたちをはじめ市民の皆様には多くの来館と御利用をいただきますので、この間については閉館することなく継続的にサービスを行うことで、市民の皆様の利便性の低下をできる限り回避したいと考えています。

図書館長

11月以降は館内の工事を中心に行いたいと考えております。図面の水色部分、特定天井については、施工箇所は図書館開架室の天井で、耐震性を確保するため既存天井を解体した上、耐震強度の高い新たな天井へ張り替えを行います。

図面の緑色部分、空調設備については、高効率、省エネ型の最新型のものへ全面更新を行います。熱源については大空間である開架室は従前と同様、灯油式、会議室や事務室等の各部屋については電気式のパッケージ空調とすることで、必要に応じて必要な部屋、場所ごとに空調の入り切りができる、より効率的な運用が可能な設備環境へ更新を図ることで、効率的、効果的な館運営を実現したいと考えています。

次に図面の3階の黄色の部分、電気室内の受電設備については、開館以来一度も改修を行っておりませんので、しっかりと検査をした上で、劣化している部分について、必要な改修を行います。

今、御説明しました11月以降の館内工事につきましては、高所作業も含むことから施工上、館内に足場を立てる必要がありますので、その間はやむなく臨時休館し集中的に工事を行う予定です。

工事の完了につきましては、現時点の予定では2月末となっています。工事終了後は、検査を行い、必要な手直しが完了し次第、できる限り速やかにサービスを再開したいと考えています。

八日市図書館の臨時休館期間中につきましては、市内の他の6図書館の利用を促すことも含め、市の広報誌やホームページ、ケーブルテレビ、文字放送、館内のチラシ等で事前に周知徹底を図ることで市民の皆様の施設利用にできる限り混乱や支障が出ないように十分留意します。

臨時休館の期間中、八日市図書館では、利用者の皆様の利便性をできる限り損なわないよう、今回の工事対象エリアに入っていない施設裏手の通用口付近に、新刊本を借りたり、予約本やリクエスト本を受け取ることができる臨時のサービス窓口を設ける予定をしています。

また移動図書館車を活用し八日市地域の各地域のコミュニティーセンターや市役所などをサービスポイントに臨時の出張サービスを行い、本の貸出しなど基本的な図書館サービスを継続的に受けていただけるよう計画しております。

その他、館内作業としては、工事の進捗に支障をきたさない配慮をしながら、普段、開館しながらでは実施することができない、蔵書点検作業を実施する予定をしており、休館明け、更に質の高い図書館サービスを市民の皆様にお届けできるよう万全のサービス環境を整えるべく準備を行いたいと考えております。

いずれにしましても工事期間中は安全確保に万全の対応を行いながら、併せて市民の皆様の利便性をできる限り損なわないようにということを念頭に置き計画的に改修工事を進めていきたいと考えております。八日市図書館の改修工事の説明は以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長

説明は終わりました。ただ今の件について、御意見、御質問はございませんか。

青地委員

図書館の改修工事についてはではないのですが、工程表の一番下に記載されています一文、隣接の東近江市文化交流センターは、管財課の所管で一緒に工事を実施されますが、総合教

青地委員	育会議で行きましたオアシス教室が該当しますので、この工事の期間中オアシス教室はどうなるのか気になります。お分かりでしたら教えていただきたいです。
図書館長	毎週、工程会議を実施しています。スケジュールの詳細はまだ決まっていますが、基本的には、文化交流センターに入っている5団体それぞれに聞き取りを細やかに行った上で、これから工程を組んでいこうという段階です。それぞれの団体の運営に支障をきたさないような計画を立てて工事を実施することが前提ですので、おそらく今言われているオアシス教室の運営についても、大きな支障が出ないように改修が実施されると認識しています。
青地委員	業者の出入りもあると思いますし、子どもたちの通室もあると思うので少し気になりました。
図書館長	その話題は、この前の工程会議でも出ていました。運営に十分配慮するよということと安全確保をしっかりとよということとで施工業者には申し伝えております。この件については、引き続き工程会議で伝えたいと思います。
篠原委員	この改修工事は、外壁と屋根もされると書いていますが、色は決まっていますか。
図書館長	色は基本的に変わりません。タイルが剥落している部分については、同じ色のようなタイルを焼くか、既製品で探してもらっているの、見た目のイメージは全く変わりません。 屋根は見えませんが、ステンレス鋼板で耐久性が高い屋根にはなっていますが、30年以上経過すると腐食が出てきますので、必要に応じて必要な箇所だけに対応することになります。上から見ると少し不格好かもしれませんが、下から見ると外観上支障のない仕上がりになるかと思ひます。
篠原委員	以前からイメージが暗くて、入るときに通り越してしまうぐらい暗いイメージで、もう少し明るい色にならなかとずっと思っていました。
図書館長	防水性の塗装もクリア塗装ですので、今の色の上に透明の塗料が乗るだけで色は変わらないです。
篠原委員	残念です。次回またお願いします。
教育長	ありがとうございます。他はありませんか。
山本教育長職務代理者	電気設備工事は再入札と言われましたか。不調だったのですか。
図書館長	最低価格以下で業者が決まりませんでした。応札する業者はあったのですが、最低制限価格未満で落札業者が決まらなかったということです。

山本教育長職務代理者	安すぎたということですか。
図書館長	私も安ければいいだろうと思っていましたが、この件について入札担当課に確認したところ、入札額があらかじめ設定した最低制限価格より安価な場合は落札業者が決まらないということです。ダンピング防止の観点から、不当廉売に当たるような価格設定をした場合、問題だということで、国が設けた基準に基づいて市が最低価格を設定しているという説明でした。応札業者はあるので、今度の入札では若干仕様の見直しはしましたが、落札できるだろうという見通しです。
山本教育長職務代理者	金額が高いので不調だったのかと思いました。 過去、既に工事をしたトイレの工事で「オストメイト」というのは何でしょうか。
図書館長	がん等の手術、治療でおなかの横等に人工肛門を設けておられる方が、排泄物を出されたときに、洗浄するための設備があるトイレです。
山本教育長職務代理者	そうですか。 もう一つ、4箇月も八日市図書館が使えないと大変だと個人的に思っていたのですが、臨時サービス窓口で、パソコンで蔵書検索をして借りたいものがあれば、それをメールで予約し、そこに行けば貸してもらえるとということですか。
図書館長	受取館を八日市図書館に指定している方については、工事中、裏口付近で受け取ってもらえるように対応していきます。パソコンで予約いただく段階で、受取館を他の館に設定していただければ、市内の巡回便でその館に御希望の本を送りますので、そちらで受け取っていただくことが可能です。ぜひ存分に御利用いただきたいと思えます。
教育長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、こども未来部から報告をお願いします。
こども相談支援課課長補佐	こども相談支援課の堀口です。令和4年度の「家庭児童相談の状況」について御報告します。お手元のA4の資料を御覧ください。 まず、①「通告相談の種類別実績の推移」です。こちらの表の種別にあります「虐待対応」につきましても、虐待4項目と言われる身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待です。要保護児童対策地域協議会により管理するもので、令和4年度の新規件数は122件となっています。また虐待4項目以外の「相談」、養護教育相談ですが、件数としては73件で合計195件の通告がありました。前年度より通告が増えている要因の主なものとして、虐待について市民の関心が高まっていること、また学校や園等の関係機関で丁寧な関わりをいただいているためと考えております。 ②「家庭児童相談員の担当ケース数」です。1人の相談員が平均100件程度のケースに関わり、家庭数にすると平均38家庭に対応しています。前年度より20件程度、家庭数は8家庭ほど増加しています。

こども相談支援課課長補佐

③「虐待の種類別内訳」です。令和4年度一番多いのが心理的虐待で、新規・継続を合わせますと238件となっています。横のグラフを見てくださいとオレンジ色で全体の40パーセントを占めています。次いで多いのがネグレクトの189件で、グラフでは青色32パーセントを占めているという状況です。

続いて、2ページを御覧ください。

④「虐待通告の経路別内訳」です。学校・保育所等が新規・継続を合わせますと200件で一番多くなっています。横のグラフで言いますと青色で全体の34パーセントを占めています。次いで保健センター等、市の関係機関が多く、オレンジ色26パーセントを占めています。これは、子どもが在籍している学校や園が、子どもの様子を丁寧に観察し、家庭の様子も把握をしていただいていると考えています。

続いて、⑤「虐待通告の年齢別件数」です。一番多いのが「0歳から2歳」の219件で、グラフで言いますと青色で全体の37パーセントを占めています。次いで、「3歳から5歳」の117件で、オレンジ色20パーセントを占めており、就学前の通告が多くなっています。就学前、特に乳幼児期での発見が大切であると考えており、子どもの状態を早期に把握し丁寧に支援することで、学齢期以降の虐待を防止する、また重篤化を防止するために対応しています。

⑥「主な虐待者別の件数」です。虐待者で多いのが、「実母」であり、グラフのグレー色で全体の63パーセントを占めています。次いで「実父」が青色33パーセントとなっています。

最後に、3ページを御覧ください

⑦「相談員の関わり回数の推移」です。令和4年度は年間27,096回で令和3年度に比べると回数は減少しました。これは、前年度まで頻回に電話連絡があった方からの電話が減ったためと考えます。相談員につきましては、家庭訪問や面談、電話対応など、家庭児童相談員が丁寧な関わりをしています。

最後に、⑧「彦根こども家庭相談センターにおける一時保護の推移」です。件数は減少傾向にあり、令和4年度については19件となっております。

資料についての説明は以上となります。今後も引き続き、子どもの命や人権が守られるように関係機関と情報共有し、連携を図ながら、市民への虐待啓発と組織の対応強化に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

教育長

ありがとうございます。この件について御意見、御質問等ございませんか。

篠原委員

②家庭児童相談員の担当ケース数の見方を教えてほしいです。AからHというのは一人一人のことを指しているのですか。

こども相談支援課課長補佐

AからHまでの8名の相談員がおり、市内を8地区に分けて対応しています。

篠原委員

上段が子どもの人数で括弧内が家庭数ということですか。

こども相談支援課課長補佐

はい、そうです。

教育長	地区割をする意味合いやメリットはあるんですか。
こども相談支援課課長補佐	学校等、関係機関との関わりもあります。相談員が学校へ出向いて情報共有や連携等を行いますので、地区担当を決めてそれぞれの学校へ対応をしています。
教育長	GやHの相談員は他の方の倍ほど担当しているんですね。
こども相談支援課課長補佐	一家庭に子どもの人数が多い場合は、その分担当件数も多くなります。
教育長	一家庭で子どもが多ければカウントされるのですね。
こども相談支援課課長補佐	子どもの数を見ると多いと感じますが、家庭数にすると相談員8名であまり担当ケース数は変わらないようになっています。
沖田委員	児童相談所と親権の問題、親の権力ですね。虐待があるだろうと言っても、親が「ありません。」と言って断る場合、結局悲惨な事件になる場合が多いんですが、親権を制限するような法的根拠はあるのですか。
こども相談支援課課長補佐	「虐待はありません。」と言われても、普段子どもの様子を一番近くで見ているのが、学校や園の先生ですので、普段と様子が違う場合、再度家庭へ出向いたり、市だけで対応できない場合は、彦根こども家庭相談センターに相談しながら、援助依頼ということで協力していただいて、連携しながら対応しています。
沖田委員	いえ、それは分かりますが、親には親権というものがありますね。そうは言われますが、「私たちは家庭で対応します。」と言われた場合、例えば警察へ言うのか裁判所へ言うのかその辺はどうですか。相談しても、最終的に親が「対応しません」と言って断られた場合にはどういう措置があるのですか。関係機関で協力して、確かに虐待があるとなった時に、普通は病院に行って、病院から警察に通報があって、警察は親権を超えて保護することは可能ですよね。
教育長	児童相談所も可能ですよね。
こども相談支援課課長補佐	児童相談所は親の同意がなくても、現在は所長の権限で保護が可能です。
沖田委員	親の同意という親権がネックになっていて、親は「これは虐待ではなく、しつけだ」と言った時に、親の同意を超えて保護をすることが可能であるか教えていただきたい。
こども相談支援課課長補佐	今後は、親の同意がない場合、裁判所が必要性を判断する司法審査を導入することになります。

教育長

彦根こども家庭相談センターの件数が減っていきっているというのは、この数字を鵜呑みにしていいのかと思ひまして。今度、日野に作りますよね。減ってきているのは、本当に減ってきているのか、今の世の中の流れではないような気がしているんですが。手が回らないので減らしているとか、勝手にうがった見方をしてしまうのですが、そんなことはないですか。

こども相談支援課課長補佐

一時保護については、子どもが家に帰りたくないとか、学校で傷が見つかって危険なため家に帰せない場合等、突発的に起こりますので、そういった場合は児童相談所に判断をお願いして一時保護をしてもらっており、年度によって件数のばらつきはあると考えています。滋賀県においても、先日一時保護件数を公表されましたが、前年度より件数が少なかったという状況です。家庭児童相談員が一時保護にならないよう、その手前で何とか予防できるように丁寧な関りをしているのも要因の一つかと考えています。

沖田委員

親の同意というのは難しいですね。

先日、殺害されて放置された子どもも何度も児童相談所が行っているのだけれども、親は「大丈夫です。」ということで、拒否していく。近所の人たちは夜に泣き叫ぶ声が聞こえているのだけれど。私は、親権という部分と子どもの保護というのは、どの辺で折り合いをつけるのかと、一番いいのは警察が入ってこられて対応される。警察以外にも児童相談所が、親の親権をある程度制限して子どもを保護するというのが、あり得るのかどうか。先ほど、あり得るということでしたね。

こども相談支援課課長補佐

調査して必要となれば、同意がなくても保護ができます。

沖田委員

そうですか。

青地委員

沖田委員が言われたことと角度を変えて聞きますが、親の同意ももちろんですが、子どもの同意というのはどうなんですか。子どもにとっては、今まで生きてきた世界が全てなんです。他の家庭は知らないし分からない。自分の家が全て、自分の母親、自分の父親が全てです。だから、いやだと、どこかに預かるからと言われても、子どもは絶対いやと言え、それはどうなのかなと思います。その辺も今の件数の疑問の中にあるような気がします。

教育長

子どもが家に帰りたいたいと強く望んだ場合でも、引き離すことができるかという話ですね。

青地委員

そうです。

こども相談支援課課長補佐

調査して、家に帰すことが危険だと児童相談所が判断した場合は、一旦一時保護となります。その後、児童相談所と保護者が面談を経て、家に帰るのか、保護がつづくのかという流れです。

教育長	よくあるのは、一旦は一時保護したけれどすぐに帰して、その場面でいろいろな事件が起こっているという気がします。
青地委員	子どもにとっては母親が絶対なんです。他に代えられないんです。この前の入院の事件もそうでしたが、本当に子どもはかわいそうです。
篠原委員	質問よろしいですか。児童相談員というのは、こういった資格を持つ方ですか。
こども相談支援課課長補佐	教員、保育士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を持つ方を相談員として配置しています。
篠原委員	皆さんいろいろな研修を受けられて、日々業務に当たっておられるのかと思います。この人数を一人でみられているのはすごいなど、全然足りていないのではないかと思います。いかがですか。一人の人が160人、世帯数で47世帯担当されている人がいますね。毎日、一世帯面談しても一月以上かかってしまうのではないかと思います。これは、相談員を増やしたりするのは無理なんですか。
こども相談支援課課長補佐	今のところこの8名で対応していますが、毎年虐待件数も増加していますので、組織内で検討する必要があるところだと思います。 地区ごとに担当は決めています。組織として対応すべく、相談員以外の職員も一緒に対応しています。
篠原委員	他の市町村がそういう状況か分かりませんが、自分がもしするとしたら、自分が一つ教室を持って35人です。その一人一人をしっかりとみるのも大変だと思うのに、それ以上の人数なので、もっと声をあげてもいいのではないかと思います。負担が大きくなるとその分のしわ寄せが全部子どもに行くと思うので、子どもだけでなく親の負担にもなってくるということで、全体の不幸が増えていく気がする。大変だと言いつつも業務をされていると思うのですが、根本から変えられるように何とかならないかと思っておりますので、ぜひ考えてみてください。
山本教育長職務代理者	項目別に説明していただきました。データが平成30年から5年分ありますが、推移というか変化を感じられることがあれば教えていただきたい。ほとんど毎年一緒であり特徴的なものはないと言われるのか、この推移の中で特徴的なものがある場合は教えてください。
こども相談支援課課長補佐	虐待の種別について、心理的虐待が増えています。家庭内でDV等があって、子どもの目の前で両親がけんかをするという理由で、警察から彦根こども家庭相談センターへの通告件数が増えています。警察から児童相談所へ連絡があれば児童相談所から市のこども相談支援課へ心理的虐待があると通告を受けますので、その数が最近すごく増えています。
山本教育長職務代理者	心理的虐待ですね。

教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>一つだけ教えてください。日野に新たな児相ができますよね。その管轄は彦根の児童相談所の部分に分かれるだけなのか、中央からも来るのかどうでしたか。</p>
こども相談支援課課長補佐	<p>新しく開設される日野の管轄は、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町となります。</p>
教育長	<p>二市二町と甲賀、湖南が構成自治体となっているんですね。</p>
山本教育長職務代理者	<p>新しい施設ができるのですね。</p>
こども相談支援課課長補佐	<p>もともと県が持っていた高齢者施設を活用して施設整備されており、令和6年4月から開所予定です。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続いて「その他」に移ります。各課から報告をお願いします。</p>
各課報告	<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究所だよりNo.237（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	<p>各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし）</p>
教育長	<p>以上で、全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>次回の第8回定例会は、令和5年8月23日（水）午後1時から「市役所東庁舎 東D会議室」で開催しますので、よろしくお願いします。</p> <p>なお、この日の定例会は休憩を挟みまして、後半に教科書採択の審議を行います。沖田委員は、教科書採択部分については出席していただけませんので、途中退席となりますが、それまでの内容については御出席いただくこととなりますのでよろしくお願いします。</p> <p>また、第9回定例会は9月25日（月）PM、27日AM、PMのいずれかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>（日程調整）</p>
教育長	<p>それでは、第9回定例会につきましては、9月25日午後1時から開催いたしますので、よろしくお願いします。</p> <p>事務局から当面の日程について連絡があります。</p>

事務局

(連絡事項)

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第7回教育委員会定例会を終了させていただきます。

会議終了

午後2時33分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
